

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社構造メンテ
主たる営業所の所在地	兵庫県神戸市
許可番号	兵庫県知事（般－5）第114269号
許可を受けている建設業の種類	土、建、大、左、と、石、夕、鋼、筋、舗、塗、防

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和7年1月27日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第2号及び第3号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 建設工事に係る営業のうち、公共工事に係るもの （注）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>2 期間 令和7年1月27日から令和7年5月26日までの120日間</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社構造メンテは、兵庫県道路公社が発注した公共工事に関して、同社元取締役1名が贈賄罪により懲役1年、執行猶予3年、同じく同社従業員1名が、公契約関係競売入札妨害罪及び贈賄罪により懲役2年、執行猶予4年の刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。</p>